

「第5次八潮市総合計画」を策定します

平成27年度に第4次八潮市総合計画の計画期間が終了するため、新たに「第5次八潮市総合計画」を策定します。

問企画経営課 ☎476

総合計画とは

市の総合的かつ計画的な行政運営を図るうえでの最上位の計画です。

総合計画の構成

第5次八潮市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

▼基本構想 市の行政運営の指針を示すもので、目標年次は平成37年度です。

▼基本計画 基本構想に基づき、施策のあり方、主要施策の内容を示すものです。

▼実施計画 社会・経済環境の変化などへの的確な対応を図るため、原則として平成32年度に点検し、平成33年度に必要な点検に見直します。

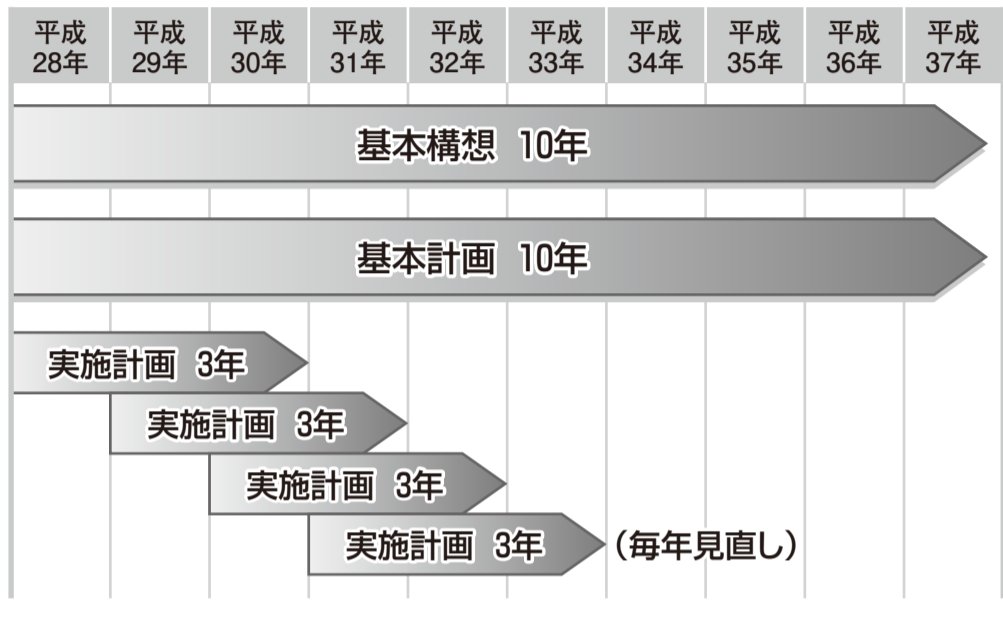
▼実施計画 第5次八潮市総合計画基本計画で示す施策の方向に沿って、具体的な事業の年次計画を定めます。

計画期間は3年で、計画と実績との差異を調整し、計画の実効性を確保するため、毎年見直します。

今後の予定

「町会自治会連合会代表者

総合計画の構成



会議「計画策定市民会議」「女性提言会議」などの市民会議で、いただいたご意見やご提案を踏まえ、庁内会議において第5次総合計画の素案を作成します。

その後、関係団体の役員や知識経験を有する方、公募の市民の方などで構成される「八潮市振興計画審議会」で、素案を審議します。

さらに、パブリックコメントを実施し、計画の最終調整を行い、審議会の答申を経たうえで、市議会へ議案を上程する予定です。

あなたの家の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

東日本大震災などの大地震が発生し、地震への備えが見直されている中、今後は高い確率で首都直下地震が起きると予測されています。

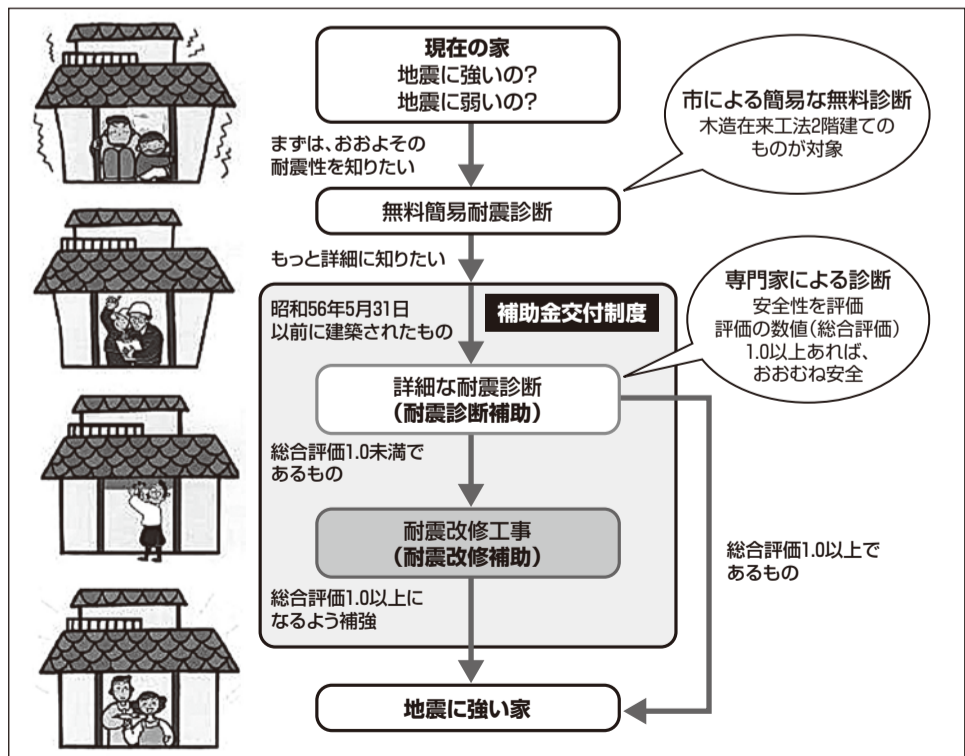
市では、木造在来工法の2階建て以下の住宅において簡易耐震診断を無料で実施しています。また、簡易耐震診断よりも詳細な耐震診断を行いたい方、耐震改修工事で建物を丈夫にしたいとお考えの方には補助金交付制度があります。

■対象住宅

昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅など

■補助金額

- 耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額で5万円を限度とした額
 - 耐震改修に要した費用の23パーセントに相当する額で25万円を限度とした額
- ※詳しくは、パンフレット（開発建築課で配布）または市ホームページをご覧ください。



問開発建築課 ☎468

自主まちづくり活動を支援します

市では、「みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づき、皆さんの自主的・自発的な活動を支援します。

■ご近所まちづくり活動

連続する3軒以上の建物の所有者などが協力して身近な緑化の推進などを進めるまちづくり活動です。

■地域まちづくり活動

一定規模以上の地域を対象に、まちづくり活動方針を定めて進めるまちづくり活動です。

■テーマ型まちづくり活動

景観、防災、防犯など、まちづくりに関する特定のテーマを自ら設定し、研究や実践をすることにより、活動地域の環境の向上を図るまちづくり活動です。

■活動費などの助成

各活動に必要な諸活動費およびまちづくり計画の作成に係る費用を助成します（予算枠に達し次第締め切り）。

団体などの種別	区分	助成限度額
ご近所まちづくり協定の認定を受けたもの	ご近所まちづくり協定に係る諸活動費(3年間)	花、苗木などの植栽 1万円
		門、塀などの改造10万円 (改造費に要した費用の2分の1)
地域まちづくり活動団体の登録をしたもの	地域まちづくり諸活動費(3年間)	5万円
上記の団体のうち認定を受けたもの	地域まちづくり計画作成に係る費用	50万円
テーマ型まちづくり活動団体の登録をしたもの	テーマ型まちづくり諸活動費(3年間)	1年目 5万円 2年目以降10万円
	テーマ型まちづくり計画作成に係る費用	1事業につき50万円

※各種まちづくり活動を行うためには、事前に活動団体登録や団体認定などの諸手続きが必要です。

問開発建築課 ☎335